

東山霊園一般墓所の概要

1 墓所の面積及び区画数

墓所面積	区画数
3.0 平方メートル	606 区画
4.5 平方メートル	6,371 区画
6.0 平方メートル	7,660 区画
9.0 平方メートル	2,072 区画
12.0 平方メートル	1,057 区画
計	17,766 区画

2 墓所の規格

(1) 規制区域

墓碑、墓誌及び卒塔婆たての設置については、一定の規格・形状のものをそれぞれ 1 基のみが設置できます。また、これら以外のものは設置できません。



(2) 自由区域

墓碑その他の設備（植栽を含む）の形態は自由ですが、その高さが縁石又は芝生面から 2.5 メートル以内とし、通路または隣接する使用者に支障を及ぼさないようにすることと規定しています。

3 使用料・管理料、寸法など

- ・管理料については、永代・年間のいずれかになります。
- ・年間管理料は毎年定額を納入していただきます。
- ・永代管理料は表の額で一括納入していただきます。
- ・墓所欄の内容は、規制墓所区域・自由墓所区域とも共通です。

面積	3.0㎡	4.5㎡	6.0㎡	9.0㎡	12.0㎡
使用料	147,000円	220,000円	295,000円	442,000円	592,000円
永代管理料	41,980円	62,960円	83,950円	125,930円	167,900円
使用料と永代管理料の合計	188,980円	282,960円	378,950円	567,930円	759,900円
年間管理料(※)	2,770円	4,160円	5,540円	8,320円	11,090円
坪数	0.9坪	1.3坪	1.8坪	2.7坪	3.6坪
寸法<横×縦>	1.5×2.0m	1.8×2.5m	2.0×3.0m	2.5×3.6m	3.0×4.0m

※ 年間管理料は、永代管理料をお支払いいただいた場合は必要ありません。

4 申込条件

埋蔵しようとする焼骨（分骨でないものに限る）を持ち、同一世帯に既に東山霊園墓所の使用許可を受けている方がいない市民の方（市内に1年以上住民登録をしている方）

※令和4年4月22日より、埋蔵しようとする焼骨が改葬に係るものについても、同一世帯に既に東山霊園墓所の使用許可を受けている方がいない市民の方（市内に1年以上住民登録をしている方）であれば申込が可能となりました。

※ 現在は、期間を設定して使用者募集を行っております。募集を行う際は、広報こおりやま等でお知らせします。

5 お問い合わせ先

郡山市東山霊園管理事務所

〒963-0722 郡山市田村町小川字ヤシウリ5番地

電話：024-955-2107 FAX：024-955-3769

平日（土・日曜日・祝祭日・年末年始期間を除く）（8時30分～17時15分）